

雲南市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年度に実施した財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、同条の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年3月17日

雲南市監査委員 渡 部 彰 夫
雲南市監査委員 中 村 辰 眞

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

雲南市長 石 飛 厚 志

2. 通知を受けた日

令和 7 年 3 月 1 7 日

3. 監査結果に関する報告

令和 6 年 1 0 月 2 5 日 監第 6 4 号 財政援助団体等監査報告書

4. 措置の内容

別紙のとおり

財政援助団体等監査結果による改善措置

【監査の種類】 財政援助団体等監査

【監査の期間】 令和 6 年 9 月 13 日から令和 6 年 10 月 8 日まで

【監査結果による改善措置】

1. 監査対象団体：公益社団法人雲南市シルバー人材センター

検討要望事項	所管部局	改善措置
① 市と団体との連携強化について 雲南市シルバー人材センターは一般家庭や企業等の民間からの受注の他、全体の契約金額の約 4 割を市など公的機関から受託されている。そのような中で、市とシルバー人材センターとの連携が十分に行われていない点が複数見受けられた。業務の効率化や見直し、適切な事務処理等についてシルバー人材センターと定期的な打合せ等を行い連携強化に努められたい。	健康福祉部 健康福祉総務課 こども政策局 こども政策課 教育委員会 スポーツ文化振興室	市とシルバー人材センターとの連携が十分に行われていないとご指摘いただいた点については、シルバー人材センターと協議し、今後の定期的な打合せの実施を確認しました。今後は事務の効率化・事務処理の適正化などの改善を行いながら、連携強化を図って参ります。
② 補助金交付要綱の見直しについて 雲南市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱を高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱（平成 13 年 11 月 1 日付厚生労働省発職高第 170 号厚生労働事務次官通知の別紙）に定める補助金交付対象と整合性が図られるよう見直されたい。	健康福祉部 健康福祉総務課	市の補助金交付要綱について、国の補助金交付対象との整合性が図られるよう令和 7 年 4 月 1 日付けで改正することとしております。今後も必要に応じ、適切な改善に努めます。
③ 規則等に基づく契約事務処理について 契約事務手続き等に不備が見られた。雲南市契約規則等関係諸規定に基づく事務処理を徹底するよう改善を求める。	こども政策局 こども政策課	次年度分より諸規定に基づき適正な事務処理に努めて参ります。

④ 指定管理者との協議等記録の作成について 令和４年度中に実施した耐震診断の結果から令和５年度は施設の利用を一定程度制限しているが、その経過やシルバー人材センターとの協議の記録等が文書として作成されていなかった。利用料金はシルバー人材センターの収入となるため、利用制限は収益的に損失が発生する重大な事項である。責任の所在を明確にするため、文書による記録を作成されたい。	教育委員会 スポーツ文化振興室	利用制限については当該団体へ口頭協議による伝達を行っておりました。 今後の類似案件についてはご指摘の内容をもとに対応を行ってまいります。
⑤ 基本協定書に基づく事務処理について 基本協定書で定める月報等の業務報告を受けることなく、それに係る検査も実施していなかった。協定書に基づく事務処理を徹底するよう改善を求める。	教育委員会 スポーツ文化振興室	また、今回ご指摘の掛合体育館については、団体に対して必要な情報の提供を求めヒヤリングを行うなど、協定期間中における施設状況の整理をしています。今後につきましては取り扱いを徹底して参ります。

２．監査対象団体：一般社団法人雲南市観光協会

検討要望事項	所管部局	改善措置
① 補助金交付要綱の見直しについて 雲南市観光振興対策事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）には具体的な事業内容や補助対象経費、その交付の率が定められていない。そのため補助金の算定根拠が不明確である。観光協会は、その運営資金のほとんどを当該補助金によって賄われているため、補助金の交付及び執行に疑念を持たれることのないよう交付要綱の改正を検討されたい。	産業観光部 観光振興課	適切な補助金交付を行うため、指摘事項を踏まえて今年度中に補助金交付要綱の改正を行います。